

平成25年3月26日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

企業年金連合会
理事長 村瀬 清司

厚生年金基金制度の見直しについて

去る2月8日に厚生年金基金制度に関する専門委員会の「『厚生年金基金制度の見直しについて（試案）』に関する意見」が公表された。

私共企業年金連合会は、昨年12月10日に開催された第4回の同専門委員会の関係団体に対するヒアリングにおいて、連合会に設置する政策委員会、同厚生年金基金小委員会、同確定給付企業年金小委員会及び同資産運用小委員会においてまとめられた意見書を提出するとともに、連合会として、厚生年金基金の一律廃止を前提とした議論の進め方に反対である旨の意見を申し述べた。また、同席した全国総合厚生年金基金協議会、企業年金連絡協議会からも同様の趣旨で強い懸念を示す反対意見があった。

このたびの意見書が、これら企業年金関係者の意見を顧みず、厚生年金基金の一律廃止に近い方向で取りまとめられたことは極めて遺憾である。

また、厚生労働省が示す他制度への移行支援策は、具体的な制度設計が不明確であり、どの程度の基金が他制度へ移行できるかの検証がなされていない。そもそも、このように影響の大きな見直しにもかかわらず、財政の問題についての議論ばかりが優先し、年金制度全体における企業年金の位置づけ、特に中小企業の企業年金のあり方については十分な議論が尽くされているとは言い難い。

このたびの意見書に沿う形で、これまで厚生労働省が指導してきた財政運営基準とは連続性のない唐突に打ち出された新基準によって多くの基金が解散に追い込まれることになれば、多くの年金受給者、加入者及び受給待期者の受給権が侵害され、深刻な社会問題となる。また、基金の保有する資産が売却されることとなれば、回復しつつある金融市場にも大きな影響を与えるおそれがある。

政府におかれては、これまでの指導との連続性を保ちながら、存続が困難な基金の解散を促進しつつ、財政健全化の努力を重ねている基金については存続することを前提とし、高齢者の所得保障や金融市場への影響にも配慮した丁寧な議論を行うべきである。こうした旨は、2月4日に厚生労働大臣及び厚生年金基金制度に関する専門委員会委員長への意見書として提出しているところであるが、このたび、全国の総合型厚生年金基金の理事長の署名を添え、改めて切に要望するものである。

以上